

新ぐんまチャレンジ支援金のご案内

(中小企業者・小規模事業者及び個人事業者対象)



制度の見直しにより 申請しやすくなりました！ (申請期間の延長&要件緩和)

申請期間

令和4年**8月1日**(月)～令和5年**1月31日**(火)

※締切までに取組の実施や支払いを含め、全ての手続きが完了している必要がありますので、なるべく早い時期での申請をおすすめします。

延長！



支給額

※1事業者あたり上限額以内の**実費相当額**を支給(千円未満切り捨て)

法人

最大40万円

※下限20万円

個人

最大20万円

※下限10万円

主な要件

次の①と②に該当する方が支給対象となり得ます。

①は申請の特例も設けています(詳細は申請要領6～9ページ)。

①令和4年4月以降の連続する2ヶ月※の**原材料費、燃料費等の仕入金額・経費**が、令和元年、令和2年、又は令和3年のいずれかの同2ヶ月比で**10%以上増加**

(※ 通常要件:4・5月 感染期特例:5月以降の連続する2ヶ月)

~~令和4年4月及び5月の**売上**が、令和元年、令和2年、又は令和3年のいずれかの同2ヶ月比で**10%以上減少**(※比較する年は①と同一年)~~

※要件廃止

②「**前向きな取組**」を実施 ※詳細は裏面に記載



◆経費の考え方 … 台帳等で金額が確認できる場合、電気代などの個別の経費で比較することも可能です

◆感染期特例 … 上記要件における対象月を5月以降の連続する2ヶ月から選択できます

◆**経費率増加特例** … 経費要件を満たさない方でも、売上に占める経費率が10%以上増加している場合、特例として支援金の対象となります。

※ 経費率増加特例を用いる場合、売上がわかる書類を提出する必要があります

問い合わせ先

新ぐんまチャレンジ支援金コールセンター

☎ **0120-977-289**

(土日・祝日含む9:00～17:00)